

法人設立手続オンライン・ワンストップ化検討会（第5回）

（開催要領）

1. 日 時：平成29年12月19日（火）13:00～15:10
2. 場 所：中央合同庁舎8号館8階特別中会議室
3. 出席者：

上田 正尚	日本経済団体連合会	産業政策本部長
大久保 幸世	創業手帳株式会社	代表取締役社長
大杉 謙一	中央大学法科大学院	教授
関 聡司	新経済連盟	事務局長
朽原 克彦	日本商工会議所	理事
原 英史	株式会社政策工房	代表取締役
宮内 宏	宮内・水町IT法律事務所	パートナー
村上 文洋	株式会社三菱総合研究所	主席研究員

（議事次第）

1. 開会
2. 今後の検討について
3. 定款認証の合理化について
4. 閉会

（配布資料）

- 資料1：事務局提出資料（今後の検討について）
- 資料2：事務局提出資料（論点の再整理及び個別論点①（真意の確認及び犯罪の心理的な抑止））
- 資料3：事務局提出資料（個別論点②（真正性の確認））
- 資料4：事務局提出資料（個別論点③（原始定款の保存））
- 資料5：事務局提出資料（検討のまとめ）

参考資料1：これまでの検討を踏まえた論点

参考資料2：法務省提出資料

○川村日本経済再生総合事務局参事官 それでは、定刻になりましたので、ただいまから「法人設立手続オンライン・ワンストップ化検討会」第5回を開催させていただきます。御多忙の中、御参集いただきまして、まことにありがとうございます。早速ですが、議事に入らせていただきます。

ここからの進行は大杉座長にお願いしたいと思っておりますので、よろしくお願いいたします。

○大杉座長 本日の議題は「定款認証の合理化について」でございます。

議論に入る前に、今後の検討の方向性について事務局から説明があります。

よろしくお願いいたします。

○川村日本経済再生総合事務局参事官 お手元の資料1をごらんください。「今後の検討方針について」という紙でございます。本年12月8日に「新しい経済政策パッケージ」が閣議決定をされました。その中で、法人設立のオンライン・ワンストップ化について、下記のとおり決定されてございます。

内容としましては、読み上げますが、

世界最高水準の起業環境を目指して、法人の設立に関して、利用者が全手続きをオンライン・ワンストップで処理できるようにするために、以下の事項に関する具体策と実現に向けた工程について今年度末までに成案を得る。

- i) オンラインによる法人設立登記の24時間以内の処理の実現及び世界最高水準の適正迅速処理を目指した業務の徹底的な電子化
- ii) 法人設立における印鑑届出の義務の廃止
- iii) 電子定款に関する株式会社の原始定款の認証の在り方を含めた合理化
- iv) 法人設立手続のオンライン化とマイナポータルを活用したワンストップサービスの提供

ということでございます。これにつきまして、3月までに各論点の具体策と工程について検討を進めるというところでございます。

○大杉座長 ありがとうございます。

それでは、早速議題1に移ります。

まず、事務局からこれまでの検討で出た論点の整理、そして最初の論点である「真意の確認及び犯罪の心理的な抑制」について説明がございます。

お願いします。

○川村日本経済再生総合事務局参事官 資料2をごらんください。「定款認証の合理化について（論点の再整理、個別論点①－真意の確認および犯罪の心理的な抑止）」という紙でございます。

1 ページおめくりいただきまして、定款認証の論点の再整理というところでございますが、面前確認の見直しと公証人による確認の不要化の可否というところについて、議論をこれまで重ねてきたかと存じます。そういう中で、全般的・アプリアリに不要化を不可とするのではなく、認証で実施される行為やその効果を分解し、個別具体的に検証することで、取引の安全を確保しながら定款認証を不要化する場合を特定できないかというところでございます。

先ほども御説明させていただきましたとおり、閣議決定をされましたのは、電子定款に関する株式会社の原始定款の認証のあり方を含めた合理化でございます。決して方法の合理化ではないと承知しているところでございます。そういうところで、このあり方として何ができるかということを検討するというのがポイントだということでございます。認証で実施される行為を必須とする合理性があるのか。認証で実施される行為の主体を公証人に限定する合理性があるのか。こういったことを踏まえて、認証を不要化し得る場合・条件を特定できないかというところでございます。

認証で実施される行為としてこれまで議論の俎上に上がりましたのが、1つ目が真意の確認・犯罪の心理的な抑止、2つ目が真正性の確認、3つ目が作成された原始定款の保存。4つ目が適法性の確認というところで、特に①、②については面前の実施が必須とされているということで、その合理性について精査が必要ではないかというところでございます。

4 ページ、論点の整理ということで、真意の確認と犯罪の心理的な抑止は何かということですが、発起人の真意を確認することで、設立後の会社が定款に沿わない行為がなされて、その行為の効力が争われる紛争を防止している。また、犯罪の意図を面前で心理的に抑止しているという主張があったかと思えます。

これが合理的な議論になるかというところでございます。まず真意の確認について、これを統一的な形で具体的、明確に示せないものを必須とする合理性がないのではないかと。また、犯罪の心理的な抑止についても、心理的な圧迫が本当にあるというのが実証されたものでもないですし、副次的な効果にすぎないのではないかと。そうすると、それを必須とする根拠という合理性はないのではないかと。

また、発起人が複数の場合とか代理人を介す場合、発起人が顔を合わせていない、面前で確認できていないということが存在しておりますので、現行制度でも実施が十分にできていないものではないかと。

また、原始定款のみ確認をするということの合理性は何か。設立後の行為ということについては、定款の変更であろうが、合同会社であろうが、同様のことではなかろうか。さらに、紛争を防止するということ、設立後の活動全てを設立前の行為で抑止するというのは本来想定されていないかということで、こういったことは副次的な効果であり、これを必須とする合理的な理由には当たらないのではないかとこのところでございます。

それを順に整理したのがその次のページ以降でございます。定款に沿わない行為の防止というところで、こういったところは果たして義務とすべき内容なのか、5 ページ目、

犯罪の心理的な抑止についても、これが面前確認、定款認証で抑止できるものなのかどうかというところ。7ページでも同様のところでございまして、こういったところが必要だという理由に主張するのは妥当ではないのではないかとこのところでございます。

8ページ目の代理人申請による場合というのは、発起人は面前で確認をされておらず、代理人しか面前にいないというところで、発起人を確認することができていないということでございまして、これを真意ということを確認する理由に挙げるのは妥当ではないのではないかと。

その次のページ以降で同じように原始定款のところだけで、定款変更については確認をされないのであれば、設立後の不正防止という説明については妥当ではないのではないかと。合同会社についても同じではなからうかとこのところでございます。

最後のページ、定款に沿わない行為の防止ということで、マネーロンダリングですとか、詐欺事件ですとか、租税回避の防止をしているということでございますが、それを国際的な枠組みで実施しておる国内実施法が犯罪収益移転防止法でございまして、その犯罪抑止を直接目的にした法制度の中では、面前で確認するのは不要という法規制になっているにもかかわらず、こちらの定款認証でそこまでやる必然性がどこまであるのかというところは、非常に疑問な点ではないかとこのところでございます。

私のほうからは以上でございます。

○大杉座長 ありがとうございます。

ちょっとだけ整理すると、先ほどのペーパーの2ページの下に書かれた認証で実施されるとされる①から④について一つずつ見ていくということで、きょうは④は取り上げず、①から③を取り上げるということにした上で、今、①について御説明いただいたということかと思えます。

それでは、本日のここまでの論点につきまして自由討議をいただきたいと思えます。時間は約30分をとっております。どうぞ。

○竹下法務省民事局総務課登記所適正配置対策室長 法務省民事局の竹下でございます。

まず、今後の検討方針についてというところで、あり方を含めたという話ですが、再生事務局さんと法務省の立場は異なっておりますが、まさにこの検討会でずっとこれまで議論されてきた部分かと思えます。

改めて法務省の立場を確認いたしますと、参考資料2で添付させていただきましたが、前回既に配付させていただいた資料をさらに詳しくしたものでございまして、法務省としては、法人、この会社設立の過度な簡素化によってもたらされる負の側面を非常に懸念しております。他方で、世界最高の起業環境を実現していくことの重要性は、我々もしっかりと認識しているところでございます。その中で定款認証制度が不正防止であるとか取引の安全保護に果たしている役割を踏まえた上で、世界最高の起業環境を実現するた

めには何が必要なのかということを考えてときに、お配りした資料の2枚目の下の定款認証方法のIT化・合理化、そしてこれを迅速に行っていく、迅速な企業設立を実現していく、こういうことが最も重要だと考えており、定款認証の一部撤廃については負の側面が非常に大きいということを懸念しております。

個別の論点については一つずつ議論していくことになるかと思っておりますので、まとめて全部言うと長くなってしまいますので、座長に進行をお願いいたします。

○大杉座長 ありがとうございます。

事務局のほうの2ページの①から④で整理しているので言うと、ここの「真意の確認」というのは、要するに、発起人の真意の確認と、面前で持参した発起人と対面することによって不正な起業活動が入り口の部分で防がれているという御趣旨と理解してよろしいでしょうか。「真意の確認・犯罪の心理的な抑止」という言葉を手短かに説明すると。

○竹下法務省民事局総務課登記所適正配置対策室長 再生事務局の資料2の方の。

○大杉座長 その意味でした。資料2の2ページの下①から④、「真意」というのは、発起人の真意ということですか。

○竹下法務省民事局総務課登記所適正配置対策室長 そのとおりでございます。

言葉の使い方かと思うのですが、「犯罪」と言うと非常に広いことになりますので、不正な起業ということでございます。成り済ましであるとか。それは犯罪になることも多いかと思っておりますけれども、不正な起業という趣旨でございます。

○大杉座長 そうですか。

成り済ましのものは次の②のほうでという整理を事務局はされているみたいなのですが、①の犯罪というのは、イメージとしてはどのようなものを。

○竹下法務省民事局総務課登記所適正配置対策室長 我々が犯罪というふうに言っているわけではなく、再生事務局さんの整理で「犯罪」と言われています。「真意の確認」については、参考資料1で再生事務局さんの質問に答えさせていただいていますが、「心理的な」というところの意味、ちょっと分かりにくかったところもあるかと思っておりますけれども、面前確認で真正性であるとか真意の確認を行っているということで、客観的に例えば成り済ましを防止する手続であるということです。そういう手続があることによって未然に不正な起業をしようということを心理的に防止する、客観的な手続があることによってそれに先立つ行為が心理的にも抑止されているのではないかと、こういう話でございます。

○大杉座長 認証が果たしていると思われる機能についてはなるべく整理しながら議論したいと思っているのですが、法務省さんの資料で言うと、参考資料2の1ページの右上、赤で囲んだダミー会社設立とか不正の企業増加、このあたりですか。設立無効というのは、事務局のほうの整理で言うと、④の適法性にかかってくるので。

○竹下法務省民事局総務課登記所適正配置対策室長 面前確認の部分の話は、参考資料2の4ページにまとめてございます。

○大杉座長 4ページのような御議論ということですね。

○竹下法務省民事局総務課登記所適正配置対策室長 そうですね。詳細については参考資料1でお答えさせていただいているところだと思います。

○大杉座長 事務局のほうからよろしいですか。はい。

それでは、ここのポイントについて、どなたからでも結構ですけれども、いかがでしょうか。では、宮内委員、お願いします。

○宮内委員 宮内でございます。

幾つか教えていただきたいところがございます。今、最後に客観的な手続があることにより抑止効果があるとおっしゃっていたと思うのですが、これはもしかすると面倒くさければ面倒くさいほど悪いことは減るということをおっしゃっているのかなというふうにも聞こえるので、客観的な手続があると果たして抑止効果があるかというのは、実証されたことかどうかというのをまず教えていただきたいと思います。

それから、定款に沿わない行為の防止というような内容のことが全体にあるのですけれども、参考資料1の11ページ、定款の規律に反する行為、こういうのを多分言っている。11ページの点線囲みの中に「定款の規律に反する行為をするなど」と書いてあるのですが、定款に沿わない行為というのは、具体的には目的違反を言っているのか、それともいわゆるガバナンスの問題を言っているのか、どういふのを定款に沿わない行為と想定されているのか教えていただきたいと思います。

コンプライアンス違反については、確かにそういう懸念はあり得ることですけれども、ここで今、簡略化しようとしているのは、恐らく公開会社とかそういう非常に大きな会社を想定しているのではなくて、コンプライアンスと言いましても、割と簡略なものでやっているところが多いかと思うのですが、そういう中で定款との関係でコンプライアンス違反が生じて、取引関係者に影響が及ぶというのは一体どういう状況なのか、ちょっと想像できないので、このあたりも具体的にどういうことがあり得るのかというのを教えていただきたいと思います。

以上です。

○竹下法務省民事局総務課登記所適正配置対策室長 まず最初の客観的な手続の点でございますが、別に面倒くさくした方がいいとか、そういう話ではなくて、客観的に、例えば成り済ましを予防するための手続があるということによって、成り済ましによる囑託であるとか申請であるとかいうことを差し控えようというような心理が働くのではないかとということでございます。面倒くさいからということではなくて、客観的に真正性を担保する手続があるというところで、その手続を通らなければならないので、成り済ましをしても結局、そこで分かってしまうということで、そもそもそういう行為を差し控えようというような心理が働くのではないかとということでございます。

○宮内委員 ちょっとわからないですけども、それは本人に会わなければいけないとか、そういう話とは全然別のことを今おっしゃっていると思っておりますか。面前で確認をするとかそういう話とは別のことをおっしゃっているように思えるのですけれども。

○竹下法務省民事局総務課登記所適正配置対策室長 面前で本人であることを確認することとの関係ですか。

○宮内委員 本人の意思であることを確認するということ客観的に行うとおっしゃっているもので、それは面前で会うということに直結しないと思えますけれども。

○竹下法務省民事局総務課登記所適正配置対策室長 真意の確認の方ですか。

○宮内委員 違います。客観的手続によって抑止効果があるというのは、面前で会うとかそういう話ではないと思ってよろしいのですね。本人を確認する手続をやれば抑止効果があるよと。こういうことをおっしゃっているという理解でよろしいですか。

○竹下法務省民事局総務課登記所適正配置対策室長 客観的に、かつ効果的な真正性を担保する手続があることにより抑止効果があります。客観的により効果的であるほど抑止効果も高まります。

○宮内委員 だから、いろんなことをやればやるほど抑止効果があるとおっしゃっているように見えるのですけれども。

○竹下法務省民事局総務課登記所適正配置対策室長 まず、客観的には面前でやることによってより効果があるというふうに考えております。

○宮内委員 御意見は賜りましたので、後の質問についてお伺いします。定款に沿わない行為について。

○竹下法務省民事局総務課登記所適正配置対策室長 定款に沿わない行為というのは、御指摘のように、例えば目的外の行為を行ってしまうということであるとか、あとは定款の定め反するような行為。例えば取締役会設置会社と定めてあるにもかかわらず、そのことを十分に認識しないで、重要な業務執行であるとか多額な借財というようなことを取締役会の決議なしで行ってしまうといったような、定款で記述されている会社の機関設計に反するような行為をしてしまうとか、あとは、例えば株式の譲渡制限について、株主総会で承認するというふうにしてはいるのに、十分そのことを認識せずに、取締役の承認をもって譲渡の承認があったものとしてしまうとか、こういうことを念頭にお話ししているところでございます。

○宮内委員 株式会社の目的については、かなり緩やかに判断されているので、すぐに問題になることは非常に少ないと思いますし、自分の会社の業務に関係ないことを控えている人も普通はいないので、そこは余り心配は要らないと思っています。

それから、会社の基本的な組織構成に反するような行為をするのではないかという心配が実際にあるということなのですね。

○竹下法務省民事局総務課登記所適正配置対策室長 そのようでございます。

○宮内委員 公証人がそういうことを確認して防止できたとか、そういう事実関係というのは今までにもあるのですか。

○竹下法務省民事局総務課登記所適正配置対策室長 その事実関係があるかについては、公証人が定款認証する際に助言・相談を行いながら、定款の原案の記載内容が会社法の規律に反するような場合に、発起人の意思を確認しながら助言を行ったり、どういう会社をつくりたいのかということを確認しながら助言を行って、適法な定款の記載内容に修正するように促すということをやっているのです、そういうプロセスを経て定款ができるのと、そうでなく、最初からでき合いの定款があって、それを選ぶだけということでは、当然起業者の定款の記載内容についての理解度というのは変わってくるだろうということがございます。

○宮内委員 つまり、起業する人がどうやって自分たちのつくる会社、どういうものかというのを理解するか、そういうところの問題だということをおっしゃっているわけですか。

○竹下法務省民事局総務課登記所適正配置対策室長　そういうところに関わることでございます。

○宮内委員　わかりました。

○大杉座長　それでは、少しマイクを回していくということで、大久保委員、お願いします。

○大久保委員

まず、自分が起業した立場で非常に不思議なのが、何の真意を確認するか。例えば創業手帳の場合ですと、「メディアの運営」というのを目的に書きます。創業手帳で何かをやりたいということに関して、公証人の方が面前確認、少しのやりとりで真意を見抜けないのかなというのがありますし、それからそんなにリスクのあるような間違いはないのではないかと思います。例えば、懸念の例で言うと、例えば銀行をつくるとか免許が要するようなものというのはチェックをしなければいけないのしょうけれども、それは極めて限定的でパターン化されるものですので、法則性が無いようなものは余りないのかなという気がします。

なので、真意の確認ができないケースは、起業家の立場、現場で考えたときに、自分は全く何も想像できなくて、何をそこまで心配されているのかわからないので、そういった事例を具体的に教えていただけるとうれしいなと思います。

もう一点、機関設計です。例えば取締役会の意義であるとか、株式の譲渡制限とか、このあたりというのは、公証人の方はそれをレクチャーするのが仕事なのでしょうか。現実の運用ですと、例えば疑問点があったときに、この人は本当にわかっているのかなというのを任意で、大丈夫ですかみたいな補足をしてあげるとは、あるのかもしれないのですが、現実には、このあたりは士業の先生、弁護士の方とか、場合によっては税理士の方とか司法書士の方に相談するケースが多いのではないのかと思います。

公証人は証人で、アドバイスは士業ですから、公証人の方にそもそも機関設計のアドバイスは求めているのかなという気がいたします。そこは、会社ができる前、できた後、士業の方とか、そういう専門家の方に指導を仰いでいるのではなかろうかなと思っております。なので、そこを公証人の方がフォローしなければいけないというのがちょっとわからないなという気がいたします。

3点目、公証人の方はいろんな業務を扱うと思います。例えば遺言とか、会社の登記もその一つだと思います。例えば遺言は、高齢の方ですとか、真意を確認しなければいけないと思います。例えば公証人会のホームページなどを見ますと、10年間で8万件ぐらいだったものが11万件近くにケースが伸びていると書かれております。そういうところでも公

証人の仕事、業務が圧迫されておりますし、今後、その分野で非常に求められている仕事なのかなと思います。高齢の方の遺言の真意を確認するというのは相当いろんなパターンが出てきてしまうので、ちゃんと聞いたほうがいいと思います。

一方で、会社の設立は、先ほどのような、相当パターン化されるだろうということと、あと、事業の目的などというのは非常に明確。普通の起業家であれば、多分説明はできるはずでしょう。

もう一個補足しますと、会社の目的というのは広くとります。現実で言いますと、20個ぐらい、業務でやる可能性があるものを全て書きます。後で変更になると大変なので、一通り書いておくものです。やるかどうかは別としてとりあえず将来あるかもということで、例えば人材とかカフェとかも入れる人がいますが、相手の事業内容を見るときには、見ても、参考程度、あまり当てにならないのです。

別にそれは現実には問題になっておりませんし、現実にはすぐにはやらない目的が多く書かれていても、それで通っています。どれぐらい公証人の方が見ているのかなというのは非常に疑問に思っております。

私からは以上でございます。

○大杉座長 いかがですか。

○竹下法務省民事局総務課登記所適正配置対策室長 実際に現場で行われている業務で、実態に関する御質問かと思いますが、まず起業される方はいろいろな方がおりまして、大久保委員のようにしっかりと理解されて起業する方もいれば、例えば取締役会設置会社と言っているのに監査役を置いていないとか、基本的なところから間違っただけで定款の原案をつくってきってしまうような人もいます。いろいろな人がいる中で何を担保すべきかという視点が必要だというふうに考えております。

今の真意の確認について、実際どういうことが起きているのかということですが、今、言ったように、定款の原案が会社法の規定に適合しないということがございまして、例えば取締役会が設置されているのに監査役が設置されていないというときに、この人はどちらをやりたいのか。取締役会を設置しないような会社をつくりたいのか、それともきちんと取締役会を設置して、監査役を設置することをしたいのか、こういうような真意の確認をすることが実際にあるというところでございます。

機関設計に関するアドバイスの点でございますけれども、実際の業務の中で公証人があれこれ長々とレクチャーをしていくということではなく、これも様々かとは思いますが、起業家の方々から自分の起業目的とか意気込みを語られるような方もいると承知しております。でも、これは本当に様々だと思いますけれども、専門家である公証人と話ができるのだからということで、起業者から自分はこういうことをやりたいのだけれどもとか、い

ろいろ話をしてくるということがそれなりにあるというふうに聞いております。

最後の御質問はいろいろな業務がということでしたでしょうか。

○大久保委員 いろいろな業務がある中で、公証人の仕事の中で言うと、定型性が低いものと高いものがある、多分会社設立などは定型性が極めて高いと思うのです。一方で、遺言などは極めて定型性が低いと思います。本当にこの遺言はそのおじいちゃんの真意なのかみたいなことを多分聞かれるでしょう。だから、面前確認の意味は極めて高いと思います。遺言などはその数もどんどん増えていくでしょうから、公証人の役割は増していきますので、けして公証人の全体の役割を全否定しているわけでは無いのです。しかし、会社設立というのは、他のものと性質が違い、定型性が高いので、必ずしも面前にしなくてもいいのではないのでしょうかという御質問です。

○竹下法務省民事局総務課登記所適正配置対策室長 ありがとうございます。

一般的に遺言と会社設立というと、何となく会社設立の方が定型性があるのではないかと連想されるという感覚をお持ちの方もいるのかもしれませんが、ただ、会社設立について本当に定型性が高いのかというと、それは遺言であっても、よくあるパターンの遺言はあっても、当然それぞれ遺言者の思いというのは人によって全く違うということで、そういう意味では定型性がないわけですが、ただ、法律上の観点からすれば、ある程度の類型はあるかもしれない。ただ、その中でも遺言者はいろいろな思いがあり、個別性があり、最終的には定型化できないというのは御指摘のとおりだと思います。

それは会社についても同じではないかと思えます。法律の規定という意味では、どういう類型が多いとか、一定程度類型はあるかもしれませんが、それぞれの起業者がやりたいこと、起業の目的であるとか趣旨、100起業があれば100全部違うというところであると思えますので、それに合わせて定款もつくるという意味では個別性がある業務だと理解しております。

○大久保委員 最後、一言だけ。大丈夫ですか。

○大杉座長 はい。

○大久保委員 お時間をとって申しわけありません。1点目と2点目です。機関設計で、今まさにおっしゃられた取締役会を置くのか、置かないのかという話は、選択肢が今まさにおっしゃられていたようにパターン化できるのです。

例えば特許庁さんのお話などもございましたけれども、あれだけ複雑なものを半自動化できているというのはすごいなと思います。システム開発、会社設立を、いずれも経験した立場で言いますと、設立はパターン化しやすい。なので、今、御懸念されていた会社の目

的は千差万別。そのとおりですね。ただ、会社の目的を入れるところの項目は、基本的にデータとしては1項目で、そこに複数の選択項目が入るのだと思いますが、これに関しては、業種なども類型化、定型化され、余り一般論的にわからないようなものは普通入れないと思います。そこについてはモデル定款の議論になるのかなと思います、モデル定款を導入すれば全部パターン化できるのではなかろうかなと思っております。

2点目、公証人を専門家として、窓口でいろんなことを聞かれれば、せっかくなので聞くというのは多分あると思います。ただ、アンケート等をとるといいと思うのですが、法律的な相談をするときに公証人に聞きたいという方がどれぐらいいらっしゃるのか、もしくは役に立ったという方はどれぐらいいらっしゃるのか。恐らくそこに求めているのは違い、弁護士さんとか、行政書士さん、司法書士さんではなかろうかなと思っております。

以上です。

○竹林法務省民事局参事官 今、御指摘がありましたパターン化という部分でございますが、実際にどれだけがどういうふうに使われているかという観点では必ずしもありませんが、やはり定款自治を広く認めていて、定款外で定めても効力があるようなものを定款で定めることもできるというふうに会社法はしておりますので、必ずしもパターン化できる部分ではなく、カスタマイズされたといいますか、個別の起業の目的に応じて定款で定めるようなこと、株主同士の取決め等も定款に記載することができて、そういった定款の記載が相互に整合しているかどうかとか、不備がないかどうか、そういったことについては公証人の方で確認をしたりということは可能になっているというふうに考えております。

○大杉座長 定款の適法性の論点ですね。例えば記載している目的が業法との関係で問題があるのではないとか、定款条項が相互に会社法上の整合性がないのではないといったような論点は、きょうは差し当たり対象外で、次回に。事務局の整理で言うと、④というのは、きょうは扱わないというふうに進めさせていただければと思っております。

今、①発起人の真意を面前で確認する。あと、犯罪を行おうとしている者に対して、面前確認によってそれを抑止するという部分について、私から伺いたいのですけれども、例えば目的条項をどう書くかとかそういうことを離れて、会社設立の場合、そもそも発起人の真意を確認する必要があるのでしょうか。遺言の場合とはかなり違っている。なので、ここで言う「真意」というのは一体何なのかというのが一つの質問。

もう一つ、犯罪の抑止なのですけれども、公証人の方々はそのような専門的な知見をお持ちなのでしょうか。一定の抑止効果を与えるだけの、いわゆる犯罪とかそういうものについての見識とか、それまでの職歴等々に照らして、あるのでしょうか。教えていただければと思います。

○竹下法務省民事局総務課登記所適正配置対策室長 まず、発起人の真意ということです

が、真意というのは、民法の意思表示のところで言うようなレベルでの真意という話とは違っておりまして、そういう意味で、用語が「真意」ということで、紛らわしいところがあるかと思いますが、ここでは、どういう起業をしたいか、それに沿った機関設計になっているのか、大きく言うところいうことをもって真意と言うもので、定款の定めと機関設計がそれに沿っているものになっているか、こういう意味での真意というふうに述べております。

○大杉座長 ごめんなさい。それはわからなくはないのですけれども、恐らくほとんどの起業家は、まず会社をシンプルな形で立ち上げてみて、実際に事業をやりながら例えば定款自治をやったり、機関設計を充実させたり、やりながら会社の形や定款条項を変えていく方が多いのではないかと思います。そういうシンプルで始めたいという方に公証人がいろいろ聞いて、取締役会を設置したいの、したくないのと言うのは、起業を阻害しているのではないかという疑いも若干あるのですが、いかがでしょうか。

○竹下法務省民事局総務課登記所適正配置対策室長 会社をつくりたいというのは、まず自分が思っているような会社をつくりたいということで、法人をつくりたいというのとは違うわけだと思うのですが、単に法人格があればいいとか、会社であればいいとかいうことでなくて、自分がやりたいような会社を起こすということで、自分が思い描いているような実態になるような会社にしたいと。一人一人の起業家は当然思いがあってやられているのだと思うのですが、程度の問題だとは思いますが、一定程度それに合うような定款、特に原案が会社法の法令に適合していないようなものをつくってくるような方については、特に思い描いているようなものに合うような定款の記載を助言するということは意味があるのではないかと思います。

○大杉座長 あと、犯罪を抑止できるような知見を公証人はお持ちだと考えてよろしいですか。

○竹下法務省民事局総務課登記所適正配置対策室長 原則法曹であり、法曹でない方も法律の専門家でございますので、例えば成り済ましであるとか、そういうものは法律の世界ではよくある事例でございます。そういうものの危険性であるとか、そういうものはどういう手口があるとか、そういうことについては知見を有している人が多いと思います。

○大杉座長 では、関委員、お願いします。

○関委員 念のための確認ですけれども、ここでの議論は、モデル定款を使うという条件下で、面前での定款認証をしなくていいのではないかというところの議論だと思っている

のですが、法務省さんは例えば参考資料2の4ページとか、反論されているのですけれども、純粹に、例えばオンラインで真意が確認できるかどうかとか、あるいは犯罪の抑止ができるかどうかといったことにちゃんと答えていないのではないかという感じがしまして、結局のところトートロジーに公証人との直接のやりとりによってという機能を代替できないとか、そういう説明になっていますので、そのあたり、面前ではそういう判断ができて、面前でないといけないというところの説明をきちっとしていただきたいと思います。今のままですと説明になっていないのではないかと思います。

もう一点です。提出された書類の内容について外見的にチェックする以外に、真意の確認をしている理由は何かというのを教えていただければと思います。

○大杉座長 成り済ましこの後の②の論点という位置づけで、後で議論したいと思いますので、私の進行の勝手ですけれども、最後の点について、今あればお答えいただけますか。成り済ましでないほうですね。

○竹下法務省民事局総務課登記所適正配置対策室長 面前の方について十分説明できていないのではないかとということです。

○大杉座長 そうですね。あと、真意ですね。

○竹下法務省民事局総務課登記所適正配置対策室長 再生事務局さんの提案だと、要は、電子署名があれば、真正性については面前は要らないのではないかとということかと思えます。なぜ面前が要するのかというところに一番疑問を持たれているのだと思うのですが、参考資料1にも書かせていただきましたとおり、電子署名の信頼性が一般的に本人との結びつきに関して高まっているということは確かにあるのだと思います。

ただ、結局、電子署名といっても、電子署名カードであるとかパスワードというのを使って署名するということになっておりますので、そうすると、人がどういうふうに管理するのかというところについては、印鑑と同様の問題があるのではないかと考えております。

印鑑のときであれば、印鑑が押してあっても、面前で本人が作成したものですということを確認することに意味があるというふうに理解されているかと思いますが、この点については電子署名であっても同じではないかと考えております。

面前性のもう一つの要素として直接のやりとりという要素を含むという部分があるかと思えます。その関係で真意の確認ということが出てくるわけですが、さらに2つ目の御質問の真意の確認ということがよくわからないという御指摘かと思えますが、真意というのは、先ほども申しましたように、例えば民法で意思表示のところと言う、理論的な意味での真意かどうかということではなく、起業者がやりたいと思っている起業の内容と定款の記載が一致しているのかという話です。特につくってきた原案が会社法の法令に適合

していないような、典型的には取締役会が設置されているのに監査役が設置されていないというような原案を持ってきたときに、では、この人は一体何をやりたいのだろうかというようなときは、公証人はその方に対して、どちらがやりたいのですかということを知ることです。要は、取締役会を設置しないような会社をつくりたいのですか、それとも設置して、ちゃんと監査役を設置するというやや重たい会社にするのですかと、こういうものを確認するという趣旨でございます。

○大杉座長 かなり論点がまじってしまったのは、私の不手際なのですが、この辺りで、事務局の整理で言うと個別論点②のほうに移らせていただいたほうがいいかなと思いましたが、一度ここで自由討議を打ち切って、事務局から資料3をお願いいたします。

○川村日本経済再生総合事務局参事官 資料3、真正性、成り済ましの防止という観点について、御説明をさせていただきます。3ページ目をごらんください。真正性の確認は、成り済ましの防止や、発起人の特定、名義人の意思に基づいて作成されたものかどうかということを確認するために実施されているというものかと思えます。これにつきまして、今、御説明がありましたとおり、電子署名の場合、人の行為が介在する問題で、他人が行うリスクがあるというふうに御主張があったかと思えます。これについてどう考えるかというところを整理させていただいてございます。

まず最初、発起人本人が電子署名で申請をしない場合というのがございます。具体的には代理人が申請をする場合ですが、代理人が申請をして、代理人に対して発起人が電子署名の委任状に基づいて実施をするということが現行の制度で認められております。そうしますと、代理人は発起人に対してどのような形で本人確認をしているかというのは、少なくとも電子署名で確認しているということしか確保されていないという場合がございますし、複数の発起人についても同様でございます。こういった場合に、なぜ本人申請の場合は電子署名が認められないのかというところについて、整合性がないのではないかとこのところでございます。

もう一つ、原始定款のみなぜ本人の意思を確認するのか。定款の変更のときはなぜ確認をしないのか。合同会社の設立のときにはなぜ確認をしなくていいのかというところについて、合理的な整理をすることができるのではないかとこのところでございます。

4ページ目、図を見ていただけると端的なのですが、現行制度は公証人が代理人を面前で確認するということが良いことになってはいますが、その背後は電子署名だけでも良いということになってございまして、ここについて代理人が発起人を面前で確認しているかどうかは問われていないということであると、事実上、公証人は発起人に対して電子署名で良いという確認しかできていないということだとすると、合理的に考えるのであれば、右側、発起人が電子署名でいいということと同等ではないかとこのところでございます。

原始定款と定款変更と合同会社の場合に定款認証はなされておられませんので、そういうときには真正性を確認されていないのでというところも同様ではないかというところがございます。

私のほうからは以上でございます。

○大杉座長 ②は、一言で言うと成り済まし防止ということの論点でございますけれども、自由討議で20分強時間がございますので、法務省からでも委員のほうからでもお願いします。

○竹下法務省民事局総務課登記所適正配置対策室長 もしほかに御意見がなければ、私からよろしいですか。

○大杉座長 では、お願いします。

○竹下法務省民事局総務課登記所適正配置対策室長 2点問題提起をいただいているかと思しますので、まず最初の代理人の場合、本人が電子署名で代理人に対して委任をすると、公証人は代理人の面前確認を行って、本人には会っていないのだから、結局、本人の電子署名しか見ていないではないか、であれば本人の電子署名だけでいいではないか、そういう話ということによろしいですか。

印鑑の例えで言えばわかりやすいかと思うのですが、本人が印鑑で作成した書面だけを公証人が見て判断するのと、印鑑の書面をもって代理人に委任して、代理人がその書面を持ってきて、代理人に対して、これは確かに委任を受けているものですかということ、委任されていることも含めて確認しているということでは信頼性の程度が異なるのではないかと思います。単に署名されている書面があるだけではなくて、代理人とのやりとりを通じた確認というのが行われているということ、ここに信頼性の大きな違いがあると考えております。

○大杉座長 委員の側から成り済まし問題についてございますか。あるいは事務局から。では、関委員、お願いします。

○関委員 今の御説明がよくわかりません。代理人が認められています、その際には委任状を持っていくということで、事務局の説明資料にもありますけれども、印鑑と電子署名で、どちらも人間の管理については完璧でないところも確かにあるとは思いますが、その際に、代理人は面前でやっているかもしれないですけども、発起人本人は委任状ということで、面前ではない部分が生じます。電子署名でオンラインでやるケースと、現行で代理人が面前で委任状を持ってやるケースとでは、安全性という意味ではほぼ同じよう

なレベルではないかと思しますので、先ほどの説明はちょっと理解できないですね。

先ほどの話で言うと、代理人との面前により一定の安全を担保しているということにすぎないのではないかと思います。

○大杉座長 どうぞ。

○竹下法務省民事局総務課登記所適正配置対策室長 その場合に、本人が委任状に電子署名なり印鑑なりを押印して、これは委任していますという書面だけを見て判断する話と、実際委任を受けた方にこれは委任を受けているのですかということを含めて確認した上でその委任状も見るというのでは、やはり信頼性が異なってくると思います。

○関委員 そこ、何を判断しているのですか。

○竹下法務省民事局総務課登記所適正配置対策室長 代理人を通じて本人がその委任状を作成したということも含めて確認するわけですから、単に押印してある紙を見て判断するのと比べ、それに加えて代理人がこれは本人が作成したものですということを代理人から面前での確認できるということが加わることによって信頼性が増すと考えられます。

○関委員 今の論点、議論は成り済ましの防止だと思いますけれども、その成り済ましの防止という点においては、その両者というのは性格的に余り変わらないのではないかと思います。

○大杉座長 印鑑であれ、電子署名であれ、その人しか持っていない例えば印鑑とかパスワードにアクセスできてしまえば、結局、ほかの人がやってしまうかもしれないというリスクは、何をやってもゼロにはならないわけで、そういう仕組みによって成り済ましのリスクが小さくなっているということに意味があるわけですね。かつ、冒用そのものというよりも、例えば印鑑ですと、今、同じ印影のものを割と簡単につくってしまうというセキュリティ上の問題が生じているところに照らすと、先ほどのリスクを小さくするという効果は、電子署名のほうがずっと大きいというふうに大体世間では言われているところがございます。

その上で、第三者がアクセスしてしまうリスク自体はどちらも存在するとして、委任状で代理人が公証人の面前に来ているのだけれども、実はその代理人が電子署名のパスワード等にアクセスできるため、本当は発起人として出ている人に会社設立をする意思、会社に出資をする意思がなく、代理人が勝手に発起人を語っている。そのときに公証人の面前に出てきたときに二、三の質問を投げかけて、そこの成り済ましの予防とか発見につながるかということ、つながるのでしょうか。

ほかにこの成り済まし関係で御議論ございますか。司会がしゃべってしまって失礼しました。お願いします。

○原委員 御説明を聞いてお気の毒に思っております。全く本心ではない説明をされているのだろうなと思っております。

この成り済ましの点も前段のもう一つの論点の不正な起業・犯罪を防止できるのかという点についても、今、ずっと御説明を伺いましたが、何一つ合理的な説明はいただいていると思っております。御説明の中で、幾つもあって忘れてしまいましたけれども、起業家の側が意気込みを語りたがるケースもあるのです、だから面前に意味があるのですという趣旨のことをおっしゃられたと思いますが、意気込みはYouTubeとかそういうところでおっしゃっていただければよろしくて、公証人の前でやっていただく必要は全然ないと思います。面前での確認が必要である理由には全くなりません。

不正と犯罪の防止についても、前回も同じ議論をいたしましたけれども、不正をやろうとしている人は、最初から不正をやるといってやってきているわけです。成り済ましで会社をつくって詐欺をやろうという人たちが、公証人の前に出なければいけないから、ちょっとやめておこうかと。人の前に出ることでびくつくような人は最初から詐欺に向かないわけでありまして、そんなことで防止されるという効果は論理的にも一切ないと思います。

不正な起業が防止できる、成り済ましを防止できるということであれば、どういうケースでどうやって防止ができるのかということに改めてちゃんと説明をいただかないと、きょうの説明では全く納得ができないということだと思います。

○大杉座長 ございますか。

○竹下法務省民事局総務課登記所適正配置対策室長 まさに厳しい御指摘をいただいて、我々もしっかり考えた上で御説明しているつもりですが、なかなか伝わっていないかなというところがございます。

○大杉座長 あるいは竹林さんからでも結構ですけれども、ここまでで何かございませんか。

○竹林法務省民事局参事官 いえ、大丈夫です。

○川村日本経済再生総合事務局参事官 1点、よろしいですか。

○大杉座長 では、事務局からお願いします。

○川村日本経済再生総合事務局参事官 代理人との関係になりますが、法務省様の参考資料2の4ページ目で防止するのに面前での直接のやりとりを通じて防止をしていると記載されていまして、代理人が認められている以上、間接のやりとりしかない。制度上、間接のやりとりが認められており、法務省の主張に根拠がないように認識いたします。これはいかがでしょうか。

○竹下法務省民事局総務課登記所適正配置対策室長 代理人は本人から委任を受けているわけですので、代理人を通じて真意の確認を行うことができる。これは代理であれば、代理人間で意思表示をすれば、代理人が行った意思表示というのが本人に帰属するわけですから、そこは代理人に対する直接のやりとりによって本人の真意の確認を行うということは十分に可能であると思います。

○大杉座長 公証人が現在何をされているのかとか、公証制度については、きょう後のほうで事務局の問題提起もございますので、それでは、なるべく歩を進めるということで、個別論点③について事務局からお願いします。

○川村日本経済再生総合事務局参事官 資料4をごらんください。原始定款の保存というところがございます。公証人によって認証されますと、公証人役場で20年間原始定款が保存されるという機能がございます。定款認証がなくなれば、この機能がなくなるというところがございます。

資料の4ページ目をごらんください。ここにつきまして、当然電子的なものを念頭に置いてございますが、設立登記をする際に定款を提出をされます。そちらに提出されているものがございますので、これがあれば定款が何かということがはっきりするのではないかとこのところがございます。

20年と5年という差異があるというところがございますけれども、この定款認証の保存の重要なポイントは、原始定款なるものが存在していて、それが改変不可能な形で保管をされているということが何より大事な機能であろうと推察をしますと、それが登記所で保管されていようと、それが電子的なコピーであろうと、質的な意味に差異はないのではないかとこのことで、保管する場所は公証人役場でなくても、どこかで一定期間保管されていれば、その機能は十分に代替し得るのではないかと考えております。

ついででございますが、6ページのところでモデル定款の議論につきましては、今回は議論せず、具体的な内容のところを含めて別途議論をさせていただければと考えてございます。今回議論している内容と直接のやりとりとかそういうことについては無関係なところではないかというふうに整理をさせていただいております。

○大杉座長 それでは、主として個別論点③の定款の内容が一義的に定まって、それがか

なり長期間にわたって無事に確認できる状態にあるという③原始定款の保存という論点。付随してこれまでの①や②に戻っていただくのもあり得るかと思えますけれども、できれば③関連で法務省さんのほうから今すぐあれば、御意見、反論をお願いします。

○竹下法務省民事局総務課登記所適正配置対策室長 この論点ですけれども、結局、定款認証をすることと保存というのは密接に関連していると。今の定款認証制度のもとでは、定款認証をして定款の効力が発生すると。その時点の内容を事後的に把握できるように保存するということですから、それは定款認証して、まさに効力を発生させる公証人のところで保存するのが最も合理的であると。こういうことになっていると思えますので、そもそも定款認証自体と密接に結びついているものであると思われま。

○大杉座長 では、宮内委員、お願いします。

○宮内委員 1つ御質問させていただきたいのですけれども、今の資料の4ページをもらってください。点線の囲みの中に謄本は原本と異なる文書であるというような内容が書かれています。紙の場合にはこれはよくわかるのですが、電子文書の場合には、原本と写しというのは全く同じ情報を持っていて、電子署名等もついていれば、どちらも非改ざん性等も確認できるところでございます。そうすると、電子文書になったときに原本と謄本というのはどう違うというふうに御認識されているのかを教えてくださいと思うのですけれども、いかがでしょうか。

○竹下法務省民事局総務課登記所適正配置対策室長 商業登記の話の中でこの話が出ていたので、今、商業登記所に対してオンライン申請で電子の定款が提出されたときに、現在、謄本の保存というのは、それを出力した紙を保存するというようになっておりまして、そういう意味での今の紙の原本、謄本というのと、今の商業登記で提出されるのは電子で、紙で保存されているという、これを前提にお話ししていると。

○宮内委員 ここで書いてある謄本というのは、紙のことを言っていると思っています。

○竹下法務省民事局総務課登記所適正配置対策室長 ここではそうです。

○宮内委員 そうすると、この話というのは余り本質的でなくて、もちろん電子で原本を持っているのだったら、コピーも電子でお渡しして保存するのは当然だと思うのですけれども、そういう意味では余り問題はないということになるのですか。

○竹下法務省民事局総務課登記所適正配置対策室長 電子のものをコピーで謄本にする

ということの意味ですか。

○宮内委員 謄本という概念を今、置いておいていただいて、複写したものを保存すればいいのではないかとということですね。電子的文書のコピーであっても非改ざん性という意味での原本性は保っているわけですよ。

○竹下法務省民事局総務課登記所適正配置対策室長 先生にむしろ教えていただきたいぐらいですけれども、電子でもファイルの原本とそれをコピーしたものという区別はある。

○宮内委員 いや、そういうのは存じません。そういうのは余り論じられていなくて、古くは、もう10年以上前ですけれども、当時の総務庁か何かが原本性という概念を持ち出したことはございます。ただ、それは改ざんされていないとかそういう性質を言っているのであって、電子文書の原本というのは概念としてわからないので、もしも電子文書の原本というのを法務省さんで提起されているのだったら、それを教えていただきたいと思っているのですけれども。

○竹下法務省民事局総務課登記所適正配置対策室長 ここで言ったのは登記所で今の制度を前提としてお答えしているところで、電子データの原本と謄本について、申しわけないですが、今、ここでお答えできません。

○宮内委員 文書としての価値は全く同じなので、そこを区別すること自体がそもそも無意味なのではないかと私は思っております。そういうふうに御認識していただければと思います。

○竹下法務省民事局総務課登記所適正配置対策室長 検討いたします。

○大杉座長 今、この場で反論しないともうチャンスがなくなるということではもちろんございませんので、御検討いただきたいのですが、③論点につきまして、ほかに御意見は。では、お願いします。

○大久保委員 素朴な疑問として、原本を公証人役場で保管されるとして、日本は災害が多く、実際震災のときに戸籍が流れてしまったという報道があったのですけれども、それは電子データで今、保管しているから大丈夫なのかもしれないですがそのあたりはどうお考えでしょうか。何を言いたいかというと、むしろ紙のほうが危ないのではないかとことです。実際紙を保管していることによって、原本が消失してしまうという事例が過去にあったのか、伺いたいなと思います。

○竹下法務省民事局総務課登記所適正配置対策室長 公証人役場で震災のときに原本が流されたというのは承知しておりませんが、ただ、公証人役場の公正証書であるとか、そういうものについては、PDF化してデータを保存していることをやっております。なくならないように。

○大久保委員 では、そもそも紙の原本がなくなるかもしれないということを想定されていて、電子のほうがより信頼性は高いだろうということですね。

○竹下法務省民事局総務課登記所適正配置対策室長 災害に対する対応ということで、備えているということでございます。

○大杉座長 ほかにございますか。

いかがでしょうか。手元の資料を見ていただくと、資料5のこれまでの個別論点と無関係ではないので、事務局から御説明いただけますか。

○川村日本経済再生総合事務局参事官 資料5をごらんください。全体を通じて最後、まとめの部分がございしますが、今回あり方の見直しというところがあり方を含めた合理化というところがございますので、主体そのものが公証人に限定する合理性があるのかどうかというのも議論の俎上に乗せさせていただければというところがございます。

資料の3ページ目をごらんください。公証人役場は全国300カ所、公証人は全国に500人が存在している。公証人は法務大臣によって法曹有資格者またはこれに準ずる学識経験者が任命されているというところがございます。法曹有資格者としては裁判官、検察官、弁護士、上記に準ずる学識経験者ということで、裁判所事務官、裁判所書記官、法務事務官、検察事務官。その職務に従事した期間が通算15年以上。給与法7級以上の職にあった者。司法書士の実務経験15年という方から、応募者が定数の倍数を超える場合には筆記試験を実施して、経歴、口述試験の結果を総合して合格者を決定するという形になっていると承知してございます。

では、実際にどういった方々がこの中で公証人になっているかにつきまして、法務省にこの数年、法務省で合格者を出した人の内訳をお教えいただきたいということを申し上げました。そうしますと、この検討会には関係ないということで、数字は出せないというふうにお答えがございました。重ねてこちら委員から御関心があるので出してほしいというところを申し上げ、かつ情報公開法の不開示理由に該当するのか、出せない場合、その説明もしていただきたいということも申し上げましたが、いずれも回答がないというのが現状でございます。

4ページ目。では、そもそも定款認証制度導入時にどのような経緯があったかというと

ころでございますが、制度が導入されて80年がたっております。80年が経過して技術的な革新、社会環境、いろいろなものが変わった中でこの手法を維持する説明が本当にできるのかどうかというところがございます。その当時としましてはどのようなことがあったかといいますと、一番最初でございますように、定款の記載の作成時の同日時点で署名、記名・捺印していない発起人がいて、作成日がいつになるのかというのが争われて、これの適法性が問われた事例があったというところがございます。ただ、これは技術的に今日では解決可能な問題になっているのではないかとというのが1点目。

2つ目に、定款に署名・捺印がある発起人のうち1人が承諾したことがないと主張して、効力や無効が問われた事例があったということでございますが、これにつきましては、電子署名の信頼性の高さなどから技術的にもこれを確認できるような方法があるのではなからうか、80年前とは全然違うのではないかとこのところでございます。

3つ目は、責任を問われそうなことがあったので、故意に定款を隠蔽したというものでございますが、これはどこかでその定款を確認できればいいというところがございます。その当時、なぜ必要であったかということを考えても、今、この制度をそのままそっくり全てを維持するような合理性はないのではないかとこのところでございます。

続きまして、3つ目というところで、では、不要化をし得るような場合・条件を特定できないのではないかとこのところでございます。これまで検討させていただきますと、定款で実施されている行為のいずれにつきましても、発起人と公証人の間で同時性、総合性のあるような確認行為が必ずないと何もできないというものではないのではないかとこのところでございます。

まず、1つ目の真意の確認のところは、そもそも必要性がわからないというところもございまして、途中でせつかくだからということで、せつかくというのは任意の行為でございますので、そういったものを必須として、義務として課す理由としては不適當ではないのかというところ。

2つ目、真正性というところにつきましては、発起人と公証人の確認行為を必須とするという合理性が今日になくなっているのではないかと。電子署名などの代替で確認ができるというのがデジタルファーストの時代の行政行為のあり方ではないかとこのところ。

3つ目、保存ということについても、先ほどPDFで災害時に保管しているという話がございましたが、まさに電子的に改変不可能な形でどこかで保存されていけばよいので、それが確定したものが保管されていけばいいということで、今回の確認行為とは全く別の議論であるということではないか。

4つ目の適法性のところについては、別途の議論ということでございまして、面前で行っている確認をIT化で代替するだけでは不十分であろうと考えてございます。

先ほど認証方法のIT化、迅速化を御検討というお話がございましたけれども、閣議決定をされておりますのは、あくまでもあり方を含めた合理化でございまして、そのところをぜひ御理解をいただきたい。それを十分踏まえた上で御検討いただければというところ

でございます。

その次のページ、考え方の整理のところでございます。代替手段により引き続き実施されるべきと考えられる行為についても、公証人に限定する合理性はないのではないかと。先ほどもお話がありましたけれども、公証人でなければできないということではなくて、合理的な、技術的な代替手段を確認したものというのは、半ば機械的にも確認可能なものというところではないかと思っておりますので、それは公証人でなければならないという合理性がないのではないかとこのところございまして、取引の安全を確保しつつ、起業環境を抜本的に向上するために、株式会社の原始定款については、電子署名が添付された電子定款であって、モデル定款を採用しているような場合には公証人を經由することなく、登記手続時に提出するワンストップ手続としてはどうかというところで、残る論点はモデル定款に絞った形にさせていただいてはどうかというところでございます。

○大杉座長 事務局の整理で言うと適法性、つまり主として会社法上、定款条項が相互に矛盾していないか等々でしょうけれども、ここはきょうは一定の手段で確保できるという前提で括弧にくくった上で、その他の個別論点については克服というか、認証をバイパスできる場合があり得るとというのが事務局からの御提案ということになります、いかがでしょうか。お願いします。

○竹下法務省民事局総務課登記所適正配置対策室長 閣議決定の点ですが、あり方を含めた合理化の中で、我々はどのようなあり方なのかということについて、定款認証を一部撤廃することは、不正の防止、取引の安全保護のために懸念すべき負の側面が大きいと考えています。であるから、そのあり方として、より迅速化かつIT技術を導入した効率的、利便性の高い制度としていくべきだということを繰り返し主張しているところでございます。

方向性については、モデル定款以外の部分については検討事項としなくて、絞ったかどうかということをお勧めされていますが、今日各論点について反論いたしましたとおり、法務省としては反対でございます。これ以外の点についても従前述べているとおりの立場でございます。

○竹林法務省民事局参事官 補足させていただきますが、次回の論点だということは承知しておりますけれども、私どもといたしましては、特定の定款についてだけ認証を外す、特別扱いをすることができて、ほかの定款は特別扱いをすることができないという、モデル定款というものの位置づけがかなり難しいのではないかと考えております。もちろん、どういったものをモデル定款とするのかということについても難しいというのは、従前主張させていただいているとおりであります。

そのときに、残る論点としてモデル定款に絞り検討を進めるというのは、私どもとしては反対でございまして、この検討会の全体的な目的は、いかに起業をスムーズに行うかと

ということだと思っております、モデル定款、事務局としてはお考えがおありなのだと思いますけれども、それが難しいという場合、例えば定款認証が必要だとしても、スピードを上げていく方法はあるのだと思いますし、私どもからの提案が不十分だということであれば、その点をさらに検討させていただくということは十分あり得ることだと考えておりますので、ここで既に私どもが反対したり、なかなか難しいのではないかというふうな御提案を差し上げているにもかかわらず、残る論点として、モデル定款に絞って検討を進めるということについては一方的に過ぎるのではないかとと思ひまして、そこについては御考慮いただきたいと考えております。

○大杉座長 では、どうぞ。

○川村日本経済再生総合事務局参事官 反論について、委員の皆さんから一切御理解をいただけていない部分があるというのはぜひ御認識をいただきたいと思ひます。

○大杉座長 では、柘原委員、お願いします。

○柘原委員 私は商工会議所の立場ですけれども、有限会社の社長を兼任し、会社経営にも携わっています。

本検討会に我々が呼ばれている目的は、法人設立の手続をオンライン・ワンストップでできるようにするというものです。それが起業の促進にもつながるということですので、その切り口で行政の皆様も私どもも同じ土俵で議論をしていると理解しております。したがって、決して対立軸をあおっているわけではないと考えております。

法務省から御提出いただいた参考資料2の1ページ目に「ドイツ等の先進国でも実施」と書かれていますが、ドイツはビジネスランキング20位でありまして、日本はその下の34位ですから、ドイツをまねしても20位にしかならないので、安倍総理が言われている世界で一番ビジネスをしやすい国を目指すということには決してなりません。

また、同じく参考資料2の1ページの右側に「不正な企業増加の懸念」、「設立無効やコンプライアンス違反増加の懸念」等いろいろ書いてありますが、少なくとも、私どもを含め一般国民は、公証人法に犯罪抑止の法律的な目的を与えているとは理解してございません。私どもも不勉強な部分があると思ひますので、次回の検討会でぜひ、公証人法の全文を配り、確認していただきたいと思ひます。同法の第1条に、関係人の囑託により事務を行う、とあります。したがって、関係者の依頼があつて初めてその事務を行うと理解しません。公証人が犯罪抑止や会社の経営を将来にわたってコンサルタントするとはとても理解できません。

会社設立時に定款が正しいかどうかを確認いただく趣旨は理解できますが、会社の経営がスタートすれば、必ず定款変更という行為が生じます。最初の定款を前広に作っては

りますが、事業を拡大するときや組織を変更するときには必ず株主に諮って定款を変えますので、将来にわたって定款を変えるところまで、登記する前の時点で公証人が全てコンサルタントできるとは思えませんし、定款は将来にわたって変えるものだという前提があると思います。

さらに、公証人法の8条で、条件付きではありますが、法務局で公証人の職務ができることになっております。決して、全国300カ所、500名の公証人の方が、これだけデジタル社会が進んでいる中、現場で見えていただかなくても、法務局でも当然、確認できると思います。まして登記事項証明書を出すのは公証人役場ではなくて、法務局であると理解してございますので、こういったことを原点に立ち返って考えますと、資料5の7ページ目の「考え方の整理Ⅱ」に書いてあるところに集約されていくのではないかと理解してございます。

○大杉座長 では、お願いいたします。

○村上委員 前回も前々回もお願いしたのですけれども、事務局がきちんと論点を整理してくれていて、その論点に沿って議論をしようとしているのに、その論点に合っていない回答がずっと繰り返されていて、議論の時間の無駄になってしまっています。これは避けてほしいとお願いしているにもかかわらず、毎回同じような、誰も理解できない回答をされるというのは極めて不愉快です。

では、事務局提案にかわる代案を出すのかというと、一向に出てこない。もし代案が出てきて、事務局提案よりいいものであれば、それを議論の俎上に乗せればいいのですが、今まで待って出てこないようなので、今回は事務局提案に沿ってモデル定款の検討を進めるべきだと思います。

○大杉座長 お願いします。

○竹下法務省民事局総務課登記所適正配置対策室長 個別の点でございますが、参考資料1に書かれておりますように、事務局から今回は個別の質問をこちらで回答してほしい、これを委員の先生方にお配りするのではという話でありましたので、我々としては、一つずつ丁寧にわかりやすく、項目とかもつけて答えたいつもりでございます。それが先生方に十分伝わっていないということは大変残念だなと思いますが、事務局が設定している進行に可能な限り沿って論点にもそれぞれお答えしているというふうに我々は考えております。

○大杉座長 どうぞ。

○村上委員 この資料を拝見しています。形式的に論点ごとに書いていても、それが答え

になっていないということを申し上げていますし、きょう口頭で御説明いただいたことを我々は誰も理解できていないという事実はきちんと御理解いただきたいと思います。

○大杉座長 ほかにいかがでしょうか。ここまでの議論の結果、どのあたりが現時点での相場で、今後のどういう進め方につながっていくかということだと考えておりますけれども、いかがでしょうか。では、お願いします。

○大久保委員 先ほどほかの委員の方からもありましたが、議論が進まないのは非常によくはないなと思っております。他の方もご多忙中お越しいただいてると思いますが、弊社はできて3年ぐらいのベンチャー企業、人も少ない中、参加させて頂いております。毎回非常に勉強にはなるのですが、ここに伺っているのは、起業家が毎月1万件、会社が大体1万社できているのですが、自分もそうでしたが、非常に手続きが煩雑である、非常に負担が重い。起業の立ち上げというのは、それだけで大変なのです。なので、後に続く起業家の方の負担を少しでも軽減できればという思いでここにおります。

アンケートなどでも、私だけでなく、いろんな声というのはお届けしておりますが、今の制度が社会的な損失になっている。日本というのは、会社が事業承継の問題もあれば、創業が他国に比べて少ないという問題があります。創業という、金の卵を良く分からない理屈で、足を引っ張る、孵化する邪魔するということは絶対避けるべきことではなかろうかなと思っております。

もう一個がモデル定款の設定はだめだという話なのですけれども、一つは、先ほど事務局の資料にありましたが、今議題の制度も80年前は多分イノベーションだったと思うのです。すばらしい方法。今ではいろんな技術、3Dプリンターでも判こが偽造できてしまうとか、そういう社会の進化と、それに伴う問題がどんどん起こってきています。それに対して80年前の仕組みと技術で対応するのはさすがに無理でしょう。なので、犯罪抑止の観点でもそうでしょうし、真意の確認などをとって、新しいテクノロジーをちゃんと入れていかないと、制度自体が非常に旧弊なものになっていってしまうのではないかなと思っております。

例えばモデル定款によって各項目、自動チェックがかけられると思います。例えば目的のところで「銀行」と入れると、自動で吹き出しを出して、本当に大丈夫ですかとか、例えば、取締役会設置会社の項目では、ある、ないということで、そこに吹き出しを出すとか、実際ひな形のフォーマットなどはそういうふうに書かれておりますけれども、そういうことを考えていくと、例えば定款の可変項目は大体20項目ぐらいなのです。それらの項目を全部、本当ですかというのを公証人は多分聞いていないと思うのです。一つの漏れなく本当にそうですかというチェックというのは、時間的に考えても、負担的に考えても、しているとは全く思えず、そういう話も聞いたことがない。ということは、定款に対するチェックの網羅性で考えると、電子的な技術を入れたほうがむしろ精度が上がる面もある

のかなという印象がございます。

もう一個がデータベースの話で、犯罪の抑止だという話もありますけれども、犯罪者のほうが多分先を行ってしまっている可能性があって、そこに追いつけないのではないかなと。どういうことかということ、例えば電子化されると必然的にデータベース化ができますので、名寄せをしたりとか、このパターンとこのパターンは危険であるというのは、今の技術だとできるかなとおもいます。少なくとも技術的、理論的には可能なはずだと思うのです。

一方で、公証人が人の顔を見て、この人はまずそうだなとか、この内容は怪しいみたいなことを思っているのかもしれないですけれども、それはあくまでその人の経験知にもよるでしょうし、あと、出していただいた公証人のバックグラウンドなどを見ても、1から5パターンありますが、いろんなパターンの方がいらっしゃるので、ばらつきとか波が生じてしまうのかなという気はいたします。なので、そういう面で見ても、均質かつ網羅的ということを考えていくと、モデル定款というのは十分考えるに値する手法ではなかろうかなと思います。

あとは、仮に何らかの人手を残すとしても、公証人のバックグラウンドの方を見ますと、本当に優秀な方といえますか、経験があって、恐らく給与も高いのではなかろうかと推測するのですが、ルーチン的な事務業務、てにをはを直すとか、先ほどのこのパターンだと絶対取締役会を設置できないとか、ほとんどはルーチン的なチェックができるでしょうから、それを一から全てこういった優秀な方たち、コストが高い方たちが全部やるというのは非常に経済合理性が低いのかなという気がいたします。これが所感でございました。

以上です。

○大杉座長 お願いします。

○竹林法務省民事局参事官 私どもといたしましても、電子的な技術が発展して利用しながら設立手続を容易にすべきであるということをお否定しているものではなく、ただ、手法としてモデル定款が一つのものではないと思っておりますので、私どもの御説明に不十分な点等があるのであれば、また検討させていただかなければいけませんけれども、モデル定款だけが唯一の方法ではないのではないかと思っておりますので、そこは御理解をいただければと思っている次第でございます。

○大杉座長 どうぞ。

○大久保委員 先にいろんな方が十分に見ておくのがモデル定款の趣旨だと思うのですが、いろんな方が見て極めて精度が高く、穴が無いものにしておくことによって、その後のチェックが容易になると思います。ある程度ひな型に従っていただくことによ

て、内容の品質が上がり、頭を使うチェックの項目も限定できますので、処理のスピードと品質が上がるのではないかなと思うのです。その可能性を今、全部否定されようとしている。モデル定款というのは一切認められないというのは、ちょっと理解しがたいです。

○竹林法務省民事局参事官 モデル定款というものは、事務局の御説明では、認証を外すという効果を必ず伴うものとなっています。私どもが申し上げたいのは、定型的な記載例なりモデルなりひな形なりを使うことによって、審査が容易になる、迅速化できるというのは御指摘のとおりかとは思いますが、特定のモデル定款というものをつくるのが難しいのではないかと申し上げているわけですが、仮に、シンプルなものができたとして、あるいは何通りもつくるとして、それがなぜほかのものと違うのか、定款に自由記載事項が一つ入ってきたら、それはなぜ同じように定款認証を外すというような効果は受けることができないのかとか、説明が困難ではないかと申し上げたいのであって、例えば一定のひな形に沿ったようなものを使って申請されたとき、今まではどれくらい日数がかかっていたという御批判があったかと思いますが、それをさらに迅速にしていこう、一定の形式のものに従った会社の定款の認証をスムーズにしていこう、スピードを上げていこうということについては否定するものではございません。

○大杉座長 どうぞ。

○大久保委員 フルオート、つまり、全て自動でにして、チェックを外すかどうかはともかくとして、モデルになる定款というのを全国の公証人の方が隅々まで見て、これはほぼ通りますというものを、出す側も受け取る側も内容を共有しておくという良いアイデアではないでしょうか。モデル定款に法的な効力を与えるかどうかという話で言うと、モデル定款さえあれば全ての、チェックを外すかどうかという議論は置いておくと、何らかのモデル定款を出す側と受け取る側で共有してやっておくと非常に建設的な議論のような気はするのですけれども、その意思はあるということによろしいですか。

○竹下法務省民事局総務課登記所適正配置対策室長 ひな形という話であれば、今もいろんなところで出ているわけでございまして、ひな形の活用とか、ひな形をもっとわかりやすくしようとか、そういう運用の改善というお話なのですか。

○大久保委員 つまり、公証人会なり法務局の方の公認に完全になっているので、この程度の中の変更であれば、実務的にほぼ通りますというものを用意するべきではないかなとむしろ思うのですけれども。

○竹下法務省民事局総務課登記所適正配置対策室長 そういう改善の御要望であれば、そ

うということが可能なのかということについては、同じことを我々が話しているか、ちょっと自信がないのですが、そういう一定の記載例があつて、それをいいものにして、そういうものを使いやすくして、定款認証における審査を早めるという話であれば、それは十分にあり得る話だと思いますが、ただ、今、再生事務局さんが言っているモデル定款というのは、そういう記載例とかいうものではなくて、モデル定款というものを採用すれば、定款認証がなくなり、そして商業登記を機械的にやっていくと、こういう特殊な法的効果を有するようなものをもってモデル定款というふうに言われており、本質的に大きく異なります。記載例であれば、今も実際ホームページとかに出ておりますが、そういうものの質を高めるとかいう話と再生事務局さんが言っているのは本質的に異なると我々は理解しておりまして、そうでなくて、単なる記載例の話であれば、そういう運用を改善していくというのは十分あるのではないかと思います。

○大杉座長　お願いします。

○関委員　2点ありまして、先ほどモデル定款を用いない方法もあるのではないかとおっしゃられましたので、閣議決定にあるようなオンラインによる法人設立登記の24時間以内の処理の実現ということができるようなほかの方法をぜひ具体的に提案いただきたいと思えます。これが1点です。

もう一点は、モデル定款作成は困難であるというふうに参考資料2の5ページにございますけれども、これについては次回議論するという方向でよろしいという理解でよろしいでしょうか。

○竹下法務省民事局総務課登記所適正配置対策室長　モデル定款作成が困難であることについて次回議論するということは、我々は全く否定をしておりません。

24時間の、商業登記の関係は、議論に最初なっていなかったもので、担当者も来ておりませんので。

○大杉座長　どうぞ。

○村上委員　事務局に確認したいのですが、資料5の最後のページ、下の四角囲みで、①②の場合は公証人を經由することなく、登記手続時に提出するワンストップ手続としてはどうかということで、先ほど法務省さんからはモデル定款を採用すると自動的に登記されるというような発言がありましたが、事務局のお考えとしては公証人を經由しないというところが重要だというふうに考えてよろしいのでしょうか。

○川村日本経済再生総合事務局参事官　ここで整理をさせていただいておりますのは定

款認証のあり方というところでございまして、定款認証をほかの者が行うという場合もあり得るのではないかと含意も含めてここでは記載をさせていただいています。

○大杉座長 どうぞ。

○村上委員 ということは、公証人以外が何か検討するかもしれないし、ただ、その後の登記手続は当然されるわけで、全く自動でその登記が行われるという法務省さんの今のお考えは認識が違っているということによろしいですか。

○川村日本経済再生総合事務局参事官 そこは適正な迅速処理の中身次第というところだと考えております。

○村上委員 ありがとうございます。

○大杉座長 宮内委員。

○宮内委員 先ほど御説明の中にモデル定款に沿っていれば認証は要らないのだけれども、1項目でも入れたら認証が要するというのは説明困難である、こういう御説明だったと思うのですが、そうですね。

○竹林法務省民事局参事官 はい。

○宮内委員 定型的なものであれば、かくかくしかじかの処理をするということで、定型的なものだけそうするのか、その説明が困難なのか、そこがよくわからなかったのですけれども、定型的なものを定めて、それだったらこうしますよというのは、どうして説明困難というふうになるのでしょうか。

○竹林法務省民事局参事官 これまでにも御説明を差し上げているかとは思いますが、そもそも定款自治というのをかなり広く認めて、いろいろな定款の内容を定められ、機関設計にしてもこういう条項を設ける、こういう条項を設けない、機関設計だけではございませんが、一定の定款の記載を求めることができる、できないというバリエーションをかなり広範に会社法は認めておりますので、こちらはいいけれども、これが加えられると定型処理でなくなるという、その範囲を区切ることはできないのではないかと申し上げています。

また、一定の類型だけ優遇するという点については、定型というものとかなり似ているのかもしれませんが、そういう類型の起業だけ推奨するという説明をすることは困難で

はないかと申し上げます。

○宮内委員　そういうことが説明できるようなモデル定款は絶対にあり得ないということを行っているのです。非常に単純なものだけを認めるというのは、すごく説明が容易だと思いますけれども、そういう説明をできるものが全くあり得ないとおっしゃっているのでしょうか。

○竹下法務省民事局総務課登記所適正配置対策室長　モデル定款のところで議論した際に、まさにそこが議論になったかと思うのですが、我々としては今、こちらからお話ししたような、数が多いというだけで優遇する、特殊な法的効果を与える、そういう合理的な説明をするのは非常に難しいということで、極めて困難であるということをおっしゃっていました。

○宮内委員　いや、理解できませんけれども、そういう御意見であることはわかりました。

○大杉座長　余り司会が出しゃばるべきではないと思うのですが、会社設立時に定款の規定が適法になされていて、設立無効などの問題を生じない。その後の定款変更の時点では同じような認証などのチェックは働かないにせよ、どこかで戻るべき原始定款というものが単一の形で存在して、公的機関によって保管されている。その内容が適法であるため、設立無効にはならないということ自体に非常に大きな価値が会社法上、存在するわけですが、恐らく多くの起業家がそれほど凝った定款を求めず、まずはシンプルな形で株式会社をつくりたいと思っているときに、そういうものだという一定の説明付きのモデル定款があり、他方、これをカスタマイズすることは可能だけれども、その場合にはファストトラックの手続は使えなくなりますというふうな選択肢を利用者に与えるということは、起業を促進するのみならず、先ほどの適法性確保が大事だという文脈で言うと、少なくとも業法上の適法等々、機械である程度のスクリーニングとかチェックはできても、この部分には人間の目を通すことは、定款そのものについてあり得ますし、もちろん登記の場面で機械化の限界があるだろうとは推測しているのですが、もしモデル定款がうまく機能すると、登記所でのチェック項目も相当少なくなって、わざわざ公証人の認証を経るまでもなく、あるいは公証人でない者による代替的な認証を通じて、主として会社法上の適法性が保証された原始定款ができる。

なるべく人力は複雑な個別性の高い部分に回す。そうして働き方改革を進めることとし、モデル定款による省力化を日本全国で活用していくというのは、私はあり得る考えではないかと思えます。

もちろん、モデル定款の中身が次回ある程度出てきましたら、具体的にここがだめだとか、全体がだめだとかいう議論はあり得ると思えますし、もしそうなれば、きょうの議論

の前提が一度消えて、また議論がもとに戻ることは論理的にはあり得るのですけれども、モデル定款にファストトラックとしての一定の法的効果を認めることが論理的でないというのが少しわからなかったところなので、多少繰り返しても構いませんので、今、教えていただけますか。

○竹下法務省民事局総務課登記所適正配置対策室長 モデル定款を採用することによって、起業を促進するからモデル定款という議論は、法務省としてはおかしいと思っております。というのは、抽象的にモデル定款があれば促進されるという話では、結局、モデル定款をつくるのであれば、個別具体的な条項の話になると。そうすると、そういう選択を優遇する合理性は何かという話になっていくと。そういうことを抜きにして、抽象的にモデルがあれば早くできるのだから、それで起業が促進されるという議論はおかしいのではないかと我々は思っております。

○大杉座長 お願いします。

○大久保委員 今の御発言に対しては、起業の促進というよりは、既に負担、障害になっているので、プラスというよりは、マイナスをとにかく無くしていただきたいという思いがあります。

自分が会社をつくったとき、どうやって定款をつくったのかということで、資料を今、見直しているのですけれども、先ほどからお話を伺って違和感を覚えるのは、実際つくったとき、そんなに難しいことは一つもなかったのです。パターンというのは、そんなになくて、機関設計はいかにもすごく難しそうなことをおっしゃっています。本当に現場で実務をわかって言っているのかなという気は少しするのです。

例えば定款のときのチェック項目をかいつまんで言いますと、名前と住所と連絡先、会社の目的、あと、話に挙がっている事業内容。事業内容というのは、そこまでここで問題になることはあまりないです。出資者が何人いますとか、住所、あとは資本金の金額。それは口座の金額で、通帳コピーを出してということです。資本金の金額が何か問題になるのでしょうかね。決算月です。決算月は通常設立の1年後、あるいは年度でキリが良い所を決算月とします、などというのはありますけれども、これもそうそう間違える内容ではないですし、機械的なチェック、いつからいつまでというのは多分自動計算できるでしょう。

1株当たりの金額というのも設計できますので、そんな難しい話ではないです。発行可能株式数もおおむね相場を目安というのがあります。ただ、これも入力可能範囲というのは明確に決められるでしょう。あと、株式の譲渡制限ありなしは二択なのですけれども、通常、これは御丁寧に書士の方が会社設立を承認する際の規定のことで、ありの場合が多いですとか、フォームにでも書いておけばいいのではないのかなという気がいたします。

ちなみに、この規定をなしにした場合は、取締役会、監査役の設置が義務づけられ、役

員は最低何名が必要になりますというのも、よく出回っているひな形にはそんなことが御丁寧な書いてあったりしますので、出す側で工夫をしたものがこちらのほうに回っているのではないのかなという気がいたします。

最後のほうに行くと、承認機関です。株主総会を開きますというのは原則で、あと、各パターンが取締役会の過半数。取締役会がない場合とか、取締役会のパターン、代表取締役のパターンとか、大体4パターンで決められます。今のは承認機関の話です。

それから、取締役会の設置の有無。これは設置する、しないです。譲渡制限なしの場合は設置が義務です。設置する場合には取締役会3人、監査役1名が必要です。監査役の設定は、設置する、しないとか、取締役の任期、監査役の任期。代表取締役の選定。公告の方法。公告は官報が原則です。ただ、日刊紙とか電子公告も認められているので、これをどちらかチェックしましょう。あとは代表者の住所・氏名、取締役の住所・氏名、こんなものを、私の場合ですと、完全にフォーマット化されていたので、書士の先生とこんなやりとりをしてとったと。そんな感じでございます。

なので、今、申し上げた内容が何一つとして高度なパターンで、設計をわざわざしなければいけないようなものは、見る限りないのです。具体的な各項目に落とし込んだときに、人が見てすごい経験とか職人技で、見抜いていくみたいな話ではないと思います。二択とか四択の世界の話で、数字の範囲も、明確にデジタルの世界でも決められる話だと思うのです。なので、これがなぜできないのかというのは非常に不思議だなという気はいたします。

なので、もしできないのであれば、今、申し上げたような各項目。例えば代表取締役の選定は、株主総会と取締役互選のほうが実はあるのですとか、具体的にこれが無理なのですということを次回でも結構ですが言っていたかないと、理解しにくいという面があるのかなと思います。

私からは以上です。

○竹林法務省民事局参事官 今、御説明いただきました中にもバリエーションがあって、その中の一つを選んでいただいて、それのみがなぜ起業の促進として定款認証不要という効果に結びつくのかというところが、私どもとしては説明が難しいのではないかと考えているということでございます。

○大久保委員 定款で可変的な項目を一通り読み上げたのですけれども、今、不可能と言われていたのは、このバリエーション、それ以外のパターンがあるということでしょうか。

○竹林法務省民事局参事官 定款の任意的な記載事項ですとか、責任限定契約をつける、つけないとか、中間配当をする、しないとか、いろいろな選択肢が会社法上は定款で決められることがありますけれども、そういったものの中から今おっしゃったものだけを取り

上げて、なおかつモデル定款ということであれば、かなり明確性が高いものになってくるかと思うのですが、そういったものを用意して、ほかのものと区別する。ここで区別しますという線引きが困難ではないかということをお願いしたいということでございます。

○大久保委員 今、まさに言われていたように、中間配当有無というのはチェック項目、二択でロジックをつくれるのではないのでしょうか。なので、個別の項目がロジカルに、つまり、システムに落とせるようにロジカルにフローを落とし込めるのではないかなという気がしますね。今の質問だとちょっと理解に苦しみます。。

○大杉座長 モデル定款と言ったとき、文字どおり単一種類で選択肢が全くないものを持っているのか、多少選択肢があって、どちらのほうに行っても全体としての適法性は確保されているというふうな、若干幅のあるものを想定するかというのは、まだ固まっておられませんので、きょうはそこは両方あり得るということで、余り詰め切らずに議論せざるを得ないのですけれども、次回に出てくると思いますので、そういうもので、何ができるか、あるいはどこがまずいのかということについて、もし今、御議論がありましたら、皆様、お願いいたします。では、お二人、順番で。まず村上さん、その後、関さん、お願いいたします。

○村上委員 次回までに法務省さんをお願いしたいのですけれども、定款記載事項について、今、いろんな項目でどんなパターンがあるかと御説明いただいて、すごく参考になったのですが、各記載事項について、公証人でないと判断、チェックできないことはどれとどれで、どんなパターンなのかということのを具体的にお示しいただけますか。そうしないと、議論がまた空中戦になって、時間がもったいないです。

もう一つ、今回の事務局提案を上回って、閣議決定の内容を実現できる代替案を次回ぜひお示しいただきたい。それがテレビ会議を使って公証人がチェックするなどというレベルの低いものは避けていただきたい。

以上です。

○大杉座長 では、どうぞ。

○竹下法務省民事局総務課登記所適正配置対策室長 公証人でないと判断できないというようなことで我々は定款の記載事項のモデルをつくるのが難しいと言っているわけではなく、あり得るモデルというものがあったとして、会社法の理念から見てそういう選択に特別な効果を与えるのが合理的なのか、そこを説明することは非常に難しいということですので、枠組みとして公証人でないとこの項目を判断できるとか、できないとか、我々の議論はそういう話ではありません。

○大杉座長 どうぞ。

○村上委員 今、公証人による定款認証がなぜ必要かという議論になっていると思います。法務省からは、公証人でないとだめ、面前でないとだめ、印鑑でないとだめという回答がずっとあって、何一つ理解できない。公証人が定款について確認する事項それぞれについて、公証人でないとできない理由がいま一つ示されていないので、そこを示していただきたい。今、公証人の必要性の議論をしています。次回のモデル定款の検討でも公証人が今、果たしている役割が重要になると思うのです。違いますか。

○竹下法務省民事局総務課登記所適正配置対策室長 モデル定款をつくれるかどうかというのと公証人がやるべきかというのはちょっと違う話かなと思ひまして。

○村上委員 モデル定款に関しては、先ほど座長からもあったように、いろんなパターンについて選択肢で選んでいって、選んだ結果が全てモデル定款という考え方もあると思うのです。1種類ではなくて。それについて、公証人でないとここはチェックできなかった、できないだろうということがわからないとモデル定款の議論にもならないと思うのですけれども、違いますでしょうか。

○竹下法務省民事局総務課登記所適正配置対策室長 再生事務局さんは、選択肢がある中で、囑託人がモデルでなくて、個別の定款の原案をつくってくれば、公証人が審査するわけですが、再生事務局さんが言っているのは、事前にこういう選択肢があったら、こちらを適法とするだろうと。公証人というよりは、会社法上決まっていることであれば、選択できることもあるかと思いますが、そういういろんな選択がある中で、まず公証人から見ても、この選択であれば会社法には反していないというものを抽出した上で、特定の類型のものは何か選んで、それをモデルとして、それに特別な効果を与えるという話だと思ひますので、モデルをつくれるかどうかというのは、公証人が審査すべき事項かということではなくて、その後の話なのかなと思ひますので。

要は、モデル定款をつくれるかどうかというのは、結局、ある選択肢のモデルをつくったときに、それに特別な効果を与える会社法上の合理性があるのかというところが一番の争点だと思ひておりますので、モデルの話とその話を一緒にしてしまうと非常に議論が難しくなってしまうのかなと思ひますが、いかがでしょうか。

○大杉座長 どうぞ。

○村上委員 これを最後にします。あるチェックリストなり選択肢に沿ってつくったのは

会社法上適法である、このモデル定款はそうであるというふうに確認できたものを私はモデル定款と理解しているので、そこがほかの方と理解が違っていたら済みません。

チェックリストによって適法であると考えられたものについては、公証人による定款認証を不要にしてもいいのではないかということが私の理解なのですが、もし違っていたら教えてください。

○竹下法務省民事局総務課登記所適正配置対策室長　そういう御提案だと思うのですが、そのときに公証人の認証を不要とするというのは、結局、公証人でなければできないというのが、公証人の審査でもあるのですが、適法性の審査は、モデルを選べば、それが当然適法なものということになるというモデルというのがあるということになるので、およそ適法性審査をその限りにおいてなくすということになるのですね。だから、適法性審査をなくすことができるかどうかということかと思うのです。ですので、モデルができるかどうかの議論は、公証人がどうこうというよりは、適法性審査をなくすことができるか。特定のモデルというのをつくったときに、いろんな会社法の選択肢がある中で、それを選び、また自由記載欄とかもある中でそういうものを選んだときに、適法性審査を不要とできるか、そういう話かなと理解しているのです。恐らくそういうふうに整理したほうが議論がかみ合うのではないかなと思います。

○村上委員　私のほうは次回で結構です。

○大杉座長　関委員、お願いします。

○関委員　次回の議論になるとは思うのですが、モデル定款とは何かというのは認識を一致させる必要があると思います。それについても議論が必要だと思います。

今の私の認識としては、モデル定款であれば適法性がある定款であるという理解をしています。そういったものをどうやってつくるのか、つくれるのかというのは、次回議論かなと。その際には、あるいはシステムの連結が必要になるかもしれないと思います。連結先も公証人のところのシステムとなるのか、あるいは登記をするシステムなのか、よくわかりませんが、そのあたりも含めて議論をすべきだと思います。

その上で、もしそれが可能になった場合に、モデル定款に特別の法的効果を付与することの合理性がないとおっしゃる説明がまだよくわからないので、次回にでもまた確認させていただければと思います。

○竹下法務省民事局総務課登記所適正配置対策室長　審査が不要かどうかという観点から議論することになると思うので、そちらの方でさせていただくということでよろしいでしょうか。私が決める話ではありませんけれども。次回はいただいた宿題ではなく、適法

性審査がどうかという、ほかの、私が決める話ではありませんが、座長に決めていただいたような整理の仕方でも議論するということがよろしいでしょうか。

○大杉座長 かみ合っているかどうか自信はないのですが、法務省として言うべきことというのはまとめて、もし可能であればなるべく早いタイミングで出して。次回は主としてモデル定款に関連して。

○竹下法務省民事局総務課登記所適正配置対策室長 次回モデル定款の話がされるということは、再生事務局さんから具体的な提案が恐らくあるということなのですね。

○大杉座長 その点はいかがですか。事務局のほうでは。

○川村日本経済再生総合事務局参事官 次回に向けて具体的なモデル定款の案というのを示して、抽象的ではなく、具体的な議論ができるように準備を進めさせていただきたいと思っております。

○竹下法務省民事局総務課登記所適正配置対策室長 恐らくその案を受けて我々がどう考えるかというのを、前もって時間をいただければ反論してお示ししたいと思いますので、それでよろしいでしょうか。

○大杉座長 そうですね。事務局でぎりぎりになってしまうと、検討とか反論の時間的な余裕は難しくなってしまうですね。他方、モデル定款という議論の方向について考えられる問題点とかがあれば、簡単なペーパーをまとめていただいて出していただくということで話をかみ合わせることも可能だと思いますので、今回はモデル定款のある程度具体的なものが出てくるという前提で、法務省さんにもそれに関係する準備をしていただければ幸いです。お願いします。

○川村日本経済再生総合事務局参事官 恐らく議論としまして、技術的にそのモデル定款なるものがつくれるかどうかという話と、果たして技術的に選定したものに特別な地位を与えるべきかどうかという御議論があると思っております、後者の点について御理解を委員の方々にいただけないところがあるようでございますので、そのところはモデル定款が出てこなくても説明ができる部分ではないかと思っておりますので、少なくともそこは御用意いただいたほうがまずよいと思っております。

それが技術的に妥当かどうか。モデル定款として出てきたものについて、特別なものを具体的に与えるのが適切か、適切でないかというのは、また次の議論ではないかと思っております、総論としてどうかというところと、では、具体的なものが出て、個別にどうか。

その2点御議論があるのではないかと思います。

○竹林法務省民事局参事官 その合理性をこちらであらかじめ検討しておくという御指示だと受けとめましたけれども、その前提として事務局で出されようとしているモデル定款というのは、シンプルなものを出されるということなのか、先ほど大久保委員から御指摘があって、バリエーションというのは、選択によってはいろいろあり得るわけですね。会社法上適法なものであれば、かなりの数のものを御用意されるということなのか、いずれを前提に御準備されるのでしょうか。

○大杉座長 事務局のほう、現段階ではどうですか。

○川村日本経済再生総合事務局参事官 何枚もわかりにくい形で出すということは考えてございませぬが、今、お話に出ました大久保委員がおっしゃったような、選択項目を幾つか用意しながら、骨格のものと選択項目という形で整理させたような案を今、詰めているところではございます。

○大杉座長 柝原委員、お願いします。

○柝原委員 私からは2点発言いたします。第2回の検討会でも発言させていただきましたけれども、会社設立のパターンにはバリエーションがありますので、それぞれのパターンに合った「モデル定款」というのは、なかなかイメージしづらいと思います。そこで、私が言い替えさせていただいたのが「標準定款」という言葉であります。一般財団法人にしても一般社団法人にしても株式会社にしても、定款には、法律に適った定型的なパターンがあります。日本公証人連合会のホームページにも当然それが載っています。現場の実態として、皆、それを見て定款を作っているということですので、標準的な定款が一つあって、そこに選択肢が付くというのが現実的だと思っております、そのパターンはほかの省庁にも現実に存在しているということが1点目です。

2点目ですが、会社というのは、日本国内で経営をしていけば、北海道であれ、九州であれ、同じ法律が適用されますので、公証人の方々がまさか恣意的に定款をチェックされているとは思いたくはないのですが、定款が提出されたときに、何に基づきコンサルタントやチェックをされているのか、そこを次回ぜひ教えていただきたいと思っております。もし公証人の方々が個人の資質で定款のチェックをされているのであれば、それは恣意的と言わざるを得ません。定款が提出されたときに、全国一律の物差しとして、逐条解説なりコンメンタールがあって、ここは法律に合わないから変えてください、ここはこういうのを足したほうがいいですよとアドバイスされているものと思います。それが全国一定水準ということかと思っておりますので、事務局からもし標準定款のようなものを出すのであれ

ば、それをチェックするために現在使っている逐条解説なりコンメンタールを、ぜひ我々に見せていただきたいと思っています。それが出ないということであれば、公証人によるチェックは恣意的に行われていると言わざるを得ないと思っております。

○大杉座長 どうぞ。

○竹下法務省民事局総務課登記所適正配置対策室長 基本的に会社法に適合するかどうかを審査していますので、法律がありますので、それは恣意的ではなく、法律の適合性を審査するというのは明確な基準であると思っておりますので、それは恣意的ではないのではないのでしょうか。

○大杉座長 きょうはモデル定款の原案のようなものはないわけですがけれども、それが今回の会議で出てきたときには、モデル定款によってもたらされる適法性の推定のようなものと、従来の公証人の認証手続における確認というもののそれぞれの利害得失といいますか、そういうものが問題になってくるのではないかと予想しておりますので、法務省さんのほうにおかれましては、もちろんモデル定款の各論的な問題点とか総論的な疑問点もそうですが、現在の公証人の運用がどのように行われているか。先ほど柝原委員が指摘してくれたように、まちまちとか、非常に個性的なものになっていけば、それはまずいと思っておりますので、そのあたりについて一定の調査とか、ある意味では反論を準備していただくのがいいのではないかと思います。

○竹林法務省民事局参事官 事務局の方でモデル定款のある程度の類型、このぐらいの大枠というのが決まった段階で早目に御連絡いただければと思います。どのぐらいの数、どういうモデル定款をイメージされているのかによって、我々の懸念が杞憂なのか、そういうのも含めまして検討させていただきたいと思っておりますので、具体的な内容、詰まらない段階であっても、何通りを予定されているのかななどを早目に御連絡いただければと思います。

○大杉座長 多分モデル定款をつくるのは大変だろうとは思いますが、会議での議論がなるべく生産的になるように、物すごく総花というか、バラエティーが広いのか、割と絞り込んだものかということについて、なるべく早目に事務局から法務省に御連絡いただくなどして意思疎通、意見交換を密にしていきたいと思います。座長としては考えております。

お願いします。

○村上委員 モデル定款は余り紙のイメージで捉えないほうが良いと思います。今ですと、例えばウェブ上で選択していけば、次は選べるものが限定されるような仕組みというのは比較的簡単につくれます。デジタルの時代はそういうものでつくったものは法的に適合し

ているという確認はできると思います。e-Taxが計算間違いをしていないかチェックしてくれますが、そのもうちょっと高度な版かなと思います。

また、先ほど次回は適法性だけ議論しますとおっしゃいましたが、我々が公証人が定款のどの項目をどうチェックしているのかということを知らないと適法性云々はできないので、どういう項目をチェックしているかはぜひ教えていただきたい。

○大杉座長 確かに最終的には文章というか、日本語の形の定款にならないといけないのですけれども、定款生成システムみたいなコンピュータプログラムで実務的に動くことも多いと思うのです、そのあたり、余り技術的なところに入り込み過ぎないとしても、適法性とか、利用者にとって内容の理解というか、誤解がないという部分について、どのように担保されているかということを示しながらというのが、時間的に間に合えば理想かなと思います。

司会の不手際で時間がそこそこ超過してしまいまして申しわけございませんでした。本日の議論はこれまでとさせていただきます。

定款認証の合理化も含め、今年度内に具体策と工程について取りまとめなければなりませんので、事務局及び関係省庁であります法務省さんにおかれましては、本日の議論を踏まえて検討を進めていただきたく存じます。

それでは、進行を事務局にお返しいたします。お願いします。

○竹下法務省民事局総務課登記所適正配置対策室長 公証人の実務ということであれば、参考人で公証人を呼ぶということもあるのかなと思うのですが、いかがでしょうか。第2回のときに呼びましたけれども、結局、時間の関係上かと思いますが、お話しする機会がなかったものですから。

○大杉座長 きょう、公証人についてもうちちょっとデータを欲しいなというところで、今いただいていないというところで事務局から御紹介がありましたけれども、そのあたりについては、もう時間が来ていますので、御相談させていただくということによろしいでしょうか。この会議ではなくて、近日中に。

○竹下法務省民事局総務課登記所適正配置対策室長 はい。

○大杉座長 では、よろしく申し上げます。

○川村日本経済再生総合事務局参事官 大杉座長、ありがとうございました。

事務局の不手際のほうで資料がいつも届くのが遅いというのは、法務省様には御迷惑をおかけしているところがございますので、次回につきましては、竹林参事官から御指摘い

ただきましたように、最終確定する前の段階でも御相談をさせていただくような工夫をさせていただきますと思います。

大杉座長、ありがとうございました。

後日議事要旨を公開したいと思いますので、各発言部分については確認のお願いをさせていただきますので、御協力のほど、よろしくお願いいたします。

恐縮でございますけれども、議事要旨を公表するまでの間、みずからの御発言以外の部分については対外的な公表はお控えいただけるようお願いいたします。

以上をもちまして本日の会議を終了させていただきます。ありがとうございました。